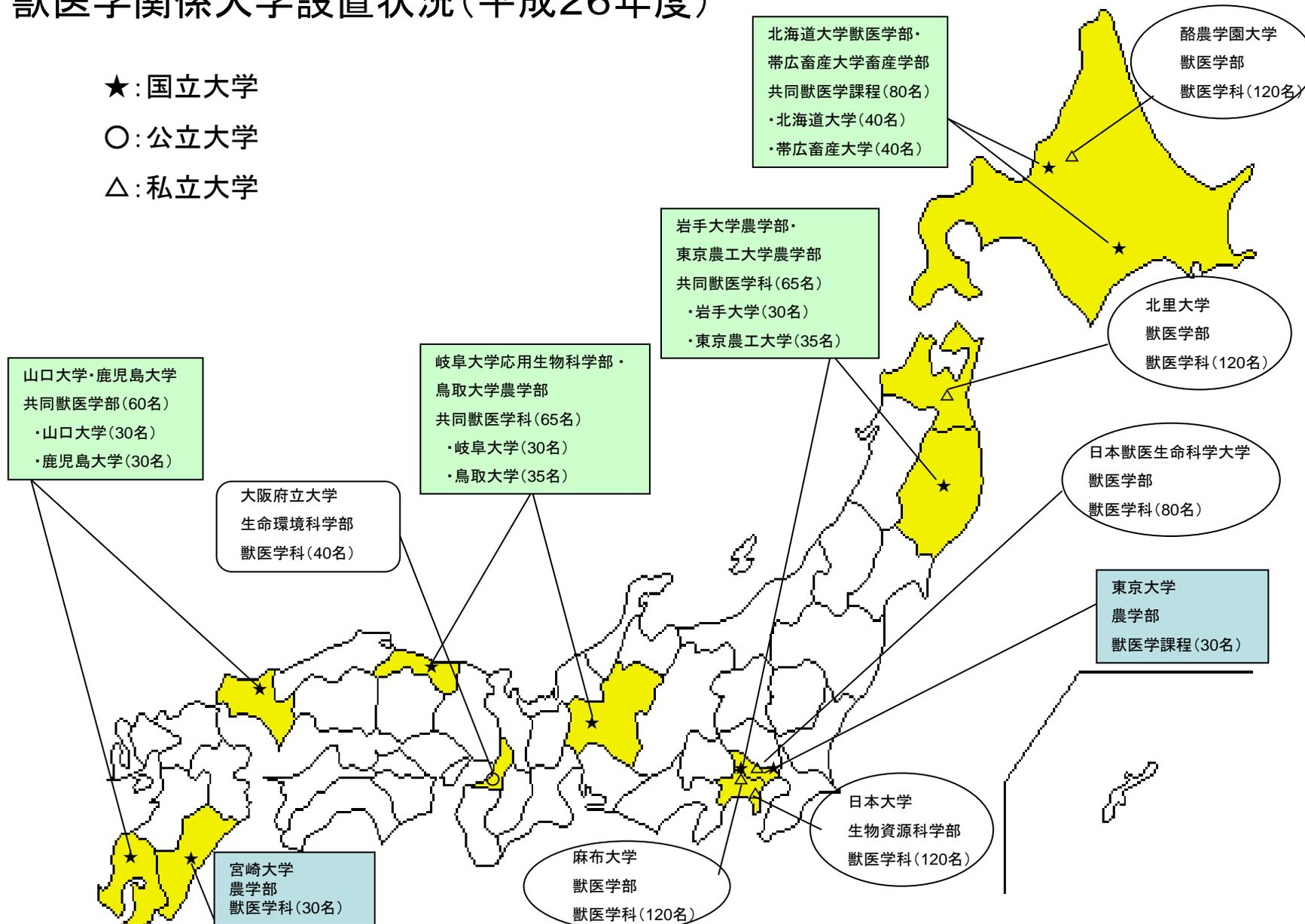


獣医学関係大学設置状況(平成26年度)

★:国立大学

○:公立大学

△:私立大学



○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校^{の設置等に係る認可の基準}
(平成十五年三月三十一日文部科学省告示第四十五号)

最終改正 平成二五・二・二八文科告二一

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校^{の設置等に係る認可の基準}

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第二項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一～三 （略）

四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

第二条 （略）

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一～三 （略）

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千八十九人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 （略）

構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針(抜粋)

平成 26 年 5 月 19 日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成25年10月15日から11月15日までの間、内閣官房は、構造改革特別区域(以下「特区」という。)に係る提案を募集し、それぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。さらに、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、検討を行い、取りまとめを行った。

また、構造改革特別区域推進本部令第1条第2項に基づき、平成26年3月5日、評価・調査委員会は「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等[F分類]

番号	事項名	規制の根拠 法令等	検討の概要
816	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」(平成15年文部科学省告示第45号)	<p>平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、平成25年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。</p> <p>本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言された。本提言を踏まえつつ、平成26年3月の研究協力者会議においても、入学定員の在り方について検討の観点を整理したところであり、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、<u>平成26年度内に速やかに検討を行う。</u></p> <p>【平成22年3月25日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成23年10月28日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成24年度中を目途に速やかに検討」と設定し、さらに平成25年10月11日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成25年度中を目処に速やかに検討」と改めて設定したもの】</p>

平成 26 年 6 月

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議「議論のまとめ」概要

1. 教育改革の進捗状況のフォローアップと今後の推進方策について

○各獣医系大学は、モデル・コア・カリキュラムの着実な実施に向けて努力を重ねており、また、他分野に先駆けて第三者評価の準備を進めるなど、一定の進捗が見られるところであるが、特に国立大学の共同教育課程については、完成年度に先立って、その教育効果・学習効果について積極的に検証する必要がある。

○その一方で、臨床教育の更なる充実や、教育体制の強化は引き続き重要な課題。また、獣医学教育の国際通用性の確保に取り組むことも求められる。

2. 今後の獣医系大学の入学定員の在り方について（需給の増減要因は別紙のとおり整理）

○獣医師の養成規模にかかる検討を行うに際しても、国際水準を目指した獣医学教育の改善・充実が最優先の課題。特に学部段階の獣医学教育が獣医師免許の取得を主たる目的とするものであることに鑑み、獣医系大学の定員管理の仕組みは継続すべき。また、必要な支援も行いながら、各大学に対して定員管理の厳格化の努力を求める。

○今後の獣医系大学全体の定員の在り方については、定員管理の仕組みは維持する一方で、具体的な定員数については、診療獣医師だけでなく、ライフサイエンスなどの新たに対応すべき分野も含め、種々の増減要因等を総合的に勘案して決定することが望ましいと考える。また、獣医学教育をめぐる様々な社会環境は、今後とも絶えず変化することが予想されるところであり、定員の在り方については、その状況に応じ、適宜適切な時機に見直しが行われることが必要である。

3. 獣医学分野における大学院教育の在り方について

○学部段階の教育体制の整備を効果的に進めるため、大学院の充実は極めて重要。その際、特に臨床分野の教員の確保を念頭に置くことが求められる。また、大学院生がTAやRAとして教育に関与することは、学部学生の教育の充実のみならず、将来的な教員の確保を図る上でも大きく寄与するものと考えられる。

○大学院教育の充実は、臨床獣医療の専門性の向上という視点からも強力に推進すべき。ただし、大学院という仕組みは、博士論文の作成を求められる等の点で、既に社会で活躍している臨床獣医師にとってハードルになりうる。このことも踏まえ、大学として、現場の獣医療ニーズに応えうる卒後教育の在り方について構想することも必要である。

○獣医学を修めた者は、複雑な生命現象を総体的に把握する力を身につけていることから、獣医系大学院には、動物の健康の維持に役立つ研究にとどまらず、基礎研究の成果を実際の人間の疾病の治療に適用する局面など、ライフサイエンス研究への貢献が期待される。その際、ライフサイエンスの担い手の育成という観点からは、隣接分野との協働に留意するとともに、修士課程の活用も視野に入れることが求められる。

○進学者の確保を図るため、学部段階からライフサイエンスに関する学生の興味をこれまで以上に喚起できるような教育を行うなどの積極的な取組が必要である。

<整理> 獣医系大学の定員については、以下の2つの観点から検討した

- ① 獣医師免許を必要とする診療獣医師の需給
- ② 獣医師免許が必須でない研究職(大学教員を含む)の需給

① 獣医師免許を必要とする診療獣医師の需給

<主要な需要の増減要因>

需要を増加させる要因	需要を減少させる要因
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伴侶動物診療の高度化・専門分化 → 伴侶動物の高齢化、飼い主の意識変化 ・ 産業動物獣医師や公務員獣医師の職域における人手不足 → 若手獣医師の高い離職率／待遇面での魅力の薄さ／退職者の補充が困難 ・ 食の安全安心へのニーズの増大 → 農畜水産品の輸出入量の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伴侶動物の飼育頭数の減少 → 飼い主の高齢化、住宅事情の変化 ・ 診療現場におけるチーム獣医療の推進による診療効率の向上 → 動物看護師資格の高位平準化など ・ 産業動物獣医師の診療効率の向上 → 畜産農家戸数の減少と1戸あたりの飼育家畜頭数の増加 <p>※新たな通商枠組みが畜産業界に与える影響についても考慮が必要</p>

<主要な供給の増減要因>

供給を増加させる要因	供給を減少させる要因
<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師免許を持ちながら獣医療から離れている者(免許保有者の約12%と推計)の活用の促進 → 主として子育てを終えた女性免許保持者(約750名)の現場復帰策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各獣医系大学の定員管理の厳格化 → 930人の定員に対して約1,050人が在籍する状況の改善 ※単位人口あたりの獣医師数は、既に米国よりも多い状況にある

② 獣医師免許が必須でない研究職(大学教員を含む)の需給

需要を増加させる要因	需要を減少させる要因
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育改善・研究機能強化のための大学教員(研究後継者／教育者)養成の拡充 ・ ライフサイエンス分野における獣医学の知見の有用性に対する理解の広がり ※具体的な需要数の予測は極めて困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の学問領域(生物学、農学、畜産学、薬学等)出身者のライフサイエンス分野への進出